

経営相談 は商工会へ、 商工会は全力で応援します！



●緊急保障制度の拡充

●日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)のセーフティネット貸付制度

「百年に一度の金融危機」と言われる現在、地域の中小企業の経営環境は商工会発足以来最悪の状況になることが懸念されております。この状況に鑑み、商工会では「金融相談窓口」を設置し、糸魚川市や金融機関と連携し、緊急保証制度など中小企業の資金繰り相談に重点的に対応いたします。

1. 「緊急保証制度」の利用方法(まずは、**商工会**にご相談ください！)

- ①国の指定業種(618業種)に指定されていることを確認してください。
- ②市町村における認定要件(下記)に合致していることを確認してください。
- ③糸魚川市役所商工課へ行き認定申請を行い、「市長の認定」を受けてください。
- ④認定を受けましたら、ご希望の金融機関に「信用保証付の融資」をお申し込みください。
(※借入に必要な書類は、各金融機関で異なります)
- ⑤同時に、信用保証協会へ「保証申し込み」をしてください。
(※個人で申請する場合と、金融機関を経由して代理申請する場合があります)

■市町村における認定要件

以下のいずれかの要件に合致していることの認定を受けてください。

- ①最近3か月間の平均売上高等が前年度比3%以上減少している。
- ②製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入れ価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。
- ③最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が、前年同期と比べ3%以上減少している。

「一般保証」とは別枠で、無担保で「8,000万円」まで、普通担保で「2億円」まで、信用保証協会の100%保証を受けることができます。保証料率については年0.8%以下、保証期間は10年以内(据置期間1年以内)となっております。金利については、ご利用される金融機関毎に異なりますので、金融機関にご相談ください。

2. 日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)のセーフティネット貸付制度

- ①対象: 中小企業で、売上や収益が減少した方、経営状況が悪化していないにもかかわらず取引金融機関との取引状況が変化している方、取引企業などが倒産した方。
- ②融資額: 普通貸付とは、別に4800万円以内(借入理由で限度額が異なります)。
※ご相談、お申し込みは、お近くの日本政策金融公庫の本店まで。

明けてしましておめでたいですね。

この「あけぼの9月号」が皆様のお手元に届くのは新しい年が始まる2ヶ月になる頃だと思いますが、その頃の日本経済はどのような状況になっているのでしょうか。

投機資本に掻き回され、世界金融不安と円高を背景に急落を続ける日本経済。一年前、過去最高利益を上げた自動車メーカーも一転赤字企業へ；など暗いニュースばかりが前面に出てきますがそれではないかもしれません。

これを機に雇用を確保し事業拡大を図る企業も現れています。「今だからこそ」の発想が大切ではないでしょうか。何か日本人が皆下を向いて歩いているような気がしてなりません。

さて、商工会の一階が改装されたのは以前にご案内いたしました。が、もうお越しくださいましたでしょうか。広く、明るく、地域の皆様をサポートしたいと願っています。

